

消防危第10号
平成19年1月18日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平成18年11月中に実施をお願いした移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果を、別添1及び別添2のとおりとりまとめたので送付します。

これによると、移動タンク貯蔵所等の基準不適合車両の割合19.49%は、最近の5年間について依然横ばいであります。なかでも移動タンク貯蔵所における【完成検査済証等備え付け義務違反723件】及び【電気設備、設置導線の不良等684件】については、前年の重点事項であったものの減少に至っておらず、また【定期点検に係る義務違反1,717件】は他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

移動タンク貯蔵所に対する指導については、従前から「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和61年12月26日付け消防危第120号）により御尽力いただいているところですが、さらに立入検査結果中の不適合項目等を踏まえた別記の留意事項に重点をおいて、危険物安全週間等の機会を捉えてなお一層の指導の徹底をお願いします。特に、無許可貯蔵や無許可の変更工事等の重大な違反を把握した場合には、迅速な違反処理を実施していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

なお、この結果等については、別添3のとおり(社)全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び日本危険物物流団体連合会にも通知し、注意を喚起しているのを参考のため添付します。

問合せ先

消防庁危険物保安室危険物第二係

担当：佐藤、木塚

Tel 03-5253-7524

別記

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故防止のため、移送については下記2、運搬については下記3に掲げる事項について安全の確保を図る。特に、今回の立入検査の結果を踏まえ、移動タンク貯蔵所に係る事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するために、1に掲げる事項を重点事項として、安全確保の徹底を図る。

1 重点事項

- (1) 重大な事故につながるおそれのあるマンホールふた及び底弁の閉鎖の徹底
- (2) 電気設備、接地導線の不良の発生（断線等）を防止するため維持管理の徹底
- (3) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備え付けの徹底

2 移動タンク貯蔵所を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 移動タンク貯蔵所の設備、維持管理に関する事項
 - ア 必要な消火設備（消火器は2個以上）の設置と維持管理
 - イ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識の適正な掲示と維持管理
 - ウ 配管、弁等の適正な維持管理
- (2) 貯蔵、取扱い及び移送に関する事項
 - ア 危険物取扱者の乗車及び移送前の危険物取扱者免状携帯の確認
 - イ 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月日又は保安講習の受講確認と、危険物取扱者の計画的な保安講習の受講
 - ウ 移送前の点検及び移送に際しての保安措置の励行等、移送の基準遵守の徹底
- (3) その他
必要なイエローカードが容易に特定できる方法による携行の徹底

3 危険物の運搬車両を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両の標識及び消火設備の設置とその点検等維持管理の徹底
- (2) 運搬前に、容器の蓋の閉め忘れ防止及び容器の固定等、法令に定められた積載方法確認の徹底
- (3) 必要なイエローカードの携行の徹底

別添1

移動タンク貯蔵所の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両		警察機関との協力状況
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実施	不適合	
			うち他行政庁	行政庁	(a) うち他行政庁	行政庁	(b) うち他行政庁	行政庁	(a+b) うち他行政庁	行政庁	車両数	車両数	
道路上	645	934	3,184	1,948	772	459	4	2	776	461	501	114	有 898 無 36
常置場所	416	5,289	12,551	61	2,261	13	12	0	2,273	13			
危険物の積みおろし場所	71	197	978	258	100	43	0	0	100	43	125	9	
その他	233	843	7,454	60	1,580	5	23	0	1,603	5	349	26	
合計	※ 794	7,263	24,167	2,327	4,713	520	39	2	4,752	522	975	149	

(注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。

実施場所「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積み下ろし場所以外の場所をいう。

(2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

(3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。

(4) 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数又は無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数で内数である。

(5) ※の「実施消防機関数：」の合計は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)
平成14年度	27,527	5,427	19.72	948	154	16.24	28,475	5,581	19.60
平成15年度	26,036	4,931	18.94	892	121	13.57	26,928	5,052	18.76
平成16年度	24,723	4,922	19.91	943	136	14.42	25,666	5,058	19.71
平成17年度	24,923	4,954	19.88	908	141	15.53	25,831	5,095	19.72
平成18年度	24,167	4,752	19.66	975	149	15.28	25,142	4,901	19.49

(注) 「不適合車両数」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

項 目		不適合車両数		増減数		
		18年度	17年度			
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	貯蔵、取扱の 基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵 (令24条1号)		30	35	-5
		貯蔵、取扱いの不備による漏えい等 (令24条8号、令26条1項7号)		47	61	-14
		マンホールのふた不適合		15	13	2
	完成検査済証等備付け義務違反 (令26条1項9号)		723	744	-21	
	その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条～27条(上記の各項号を除く))		164	128	36	
	小 計		964	968	-4	
	常置場所に係る基準不適合 (令15条1項1号)		102	130	-28	
	タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)		塗料の剥離発錆	251	273	-22
			変形、破損	24	20	4
			漏えい有	0	0	0
			その他	38	64	-26
	附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)		変形、破損	50	49	1
			機能不良	80	64	16
			その他	74	57	17
	維持義務違反 (法12条1項)		変形、破損	52	45	7
			漏えい有	8	4	4
			機能不良	168	153	15
	配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9～12号)		その他	149	145	4
	電気設備、接地導線の不良等 (令15条1項13号、14号)		684	744	-60	
	表示、標識の未掲示等 (令15条1項17号)		未掲示、不足	96	98	-2
その他			549	527	22	
消火器の未設置等 (令20条)		未設置、不足	107	89	18	
		その他	688	650	38	
その他の設備等の基準不適合 (令15条1項(上記各号を除く))		569	462	107		
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条2項)		4	18	-14		
IMDGコード不適合		0	0	0		
給油タンク車の特例基準不適合 (令15条3項)		0	1	-1		
アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条4項)		0	0	0		
小 計		3,685	3,589	96		
移送の基準 不適合 (法16条の2)		危険物取扱者無乗車 (法16条の2・1項)		11	10	1
		運転要員不足 (令30条の2・2号)		0	1	-1
		危険物取扱者免状不携帯 (法16条の2・3項)		69	68	1
		その他の移送基準に係る不適合 (令30条の2・1号及び3～5号)		16	15	1
小 計		96	94	2		
定期点検に係る義務違反 (法14条の3の2)		1,717	1,802	-85		
漏れの点検未実施		794	841	-47		
危険物取扱者の保安講習義務違反 (法13条の23)		749	747	2		
合 計		7,211	7,200	11		
危 険 物 運 搬 車 両	運搬容器の技術上の基準不適合 (令28条)		7	10	-3	
	積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合 (令29条1号、2号)		14	11	3
		漏えい有		0	0	0
		積載不適合 (令29条3号、4号、7号)		35	27	8
		被覆不適合 (令29条5号)		2	1	1
		混載不適合 (令29条6号)		2	0	2
	小 計		53	39	14	
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標 識 (令30条1項2号)		19	14	5
		未掲示、不足		15	15	0
		消 火 器 (令30条1項4号)		33	43	-10
未設置、不足		58	43	15		
その他		14	18	-4		
小 計		139	133	6		
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良		5	13	-8	
合 計		199	195	4		

別添 2

第 1 検査結果に基づく不適合項目

1 違反の多い項目 * 1

(1) 移動タンク貯蔵所関係

* 2

ア	定期点検に係る義務違反	1,717件 (7.1%)
	(うち、漏れの点検未実施)	794件 (3.3%)
イ	消火器の未設置等	795件 (3.3%)
	(うち、消火器の未設置、不足)	107件 (0.4%)
ウ	危険物取扱者の保安講習義務違反	749件 (3.1%)
エ	完成検査済証等の備付け義務違反	723件 (3.0%)
オ	電気設備、接地導線の不良等	684件 (2.8%)
カ	表示、標識の未掲示等	645件 (2.7%)
	(うち、表示、標識の未掲示、不足)	96件 (0.4%)

(2) 危険物運搬車両関係

ア	消火器の未設置等	91件 (9.3%)
	(うち、消火器の未設置、不足)	33件 (3.4%)
イ	積載方法不適合	35件 (3.6%)
ウ	標識の未掲示、不足等	34件 (3.5%)
	(うち、標識の未掲示、不足)	19件 (2.0%)

2 前 1 以外の主な違反項目

(1) 移動タンク貯蔵所関係

ア	タンク本体の塗料の剥離発錆	251件 (1.0%)
イ	配管、弁等の変形、破損、機能不良	220件 (0.9%)
ウ	附属装置の変形、破損、機能不良	130件 (0.5%)
エ	常置場所に係る基準不適合	102件 (0.4%)
オ	危険物取扱者免状不携帯	69件 (0.3%)
カ	貯蔵、取扱いの不備による漏えい等	47件 (0.2%)
	(うち、マンホールの蓋不適合)	15件 (0.1%)

(2) 危険物運搬車両関係

ア	収納、表示不適合	14件 (1.4%)
イ	運搬容器の技術上の基準不適合	7件 (0.7%)

第 2 イエローカードの携行状況 * 3

1	移動タンク貯蔵所	携行率 98.1% (303台/309台)
2	危険物運搬車両	携行率 57.4% (27台/47台)

* 1 違反の多い項目は最近の 5 年間変わっていない。

* 2 立入検査実施車両数に対する割合を示す。

* 3 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油、動植物油類に係るものを除く。

別添 3

消 防 危 第 1 0 号
平成 1 9 年 1 月 1 8 日

(社)全日本トラック協会会長
日本貨物運送協同組合連合会会長
日本危険物物流団体連絡会会長 } 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果等について

今般、消防庁において、平成18年 11 月中に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査結果を、別添 1 及び別添 2 のとおりとりまとめました。

これによると、移動タンク貯蔵所等の基準不適合車両の割合（19.49%）は、最近の 5 年間について依然横ばいであります。なかでも移動タンク貯蔵所における【完成検査済証等備え付け義務違反 723件】及び【電気設備、設置導線の不良等684件】については、前年の重点事項であったものの減少に至っておらず、また【定期点検に係る義務違反 1,717件】は他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

さらに、無許可貯蔵や無許可の変更工事等の、重大な違反も把握されております。

基準不適合車両に対しては、既に関係消防機関による指導等の必要な措置が行われたところですが、貴団体におかれましても、違反項目の傾向が例年変わっていない状況等を勘案され、貴団体会員に対し別記の点について周知するとともに、消防法令に基づく変更許可申請等の適切な実施についても周知徹底して下さるようお願いいたします。

問合せ先

消防庁危険物保安室危険物第二係

担当：佐藤、木塚

TEL 03-5253-7524

(別添略)